公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１８７９号
札幌市手稲区前田１条９丁目７番21号　ファミリーレジデンス103号
債務者　清水　静男
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９２５号
札幌市南区川沿９条２丁目２番22―203号
債務者　大坂　宏和
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０１４号
札幌市豊平区月寒東５条11丁目４番18号　東北グランドコーポ101号
債務者　植木　英昭
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０４６号
札幌市南区澄川６条11丁目21番10号　コンフォート澄川101号
債務者　村上　光子
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０８０号
札幌市中央区南11条西１丁目４番12―1104号
債務者　川口政一郎
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１１７号
札幌市中央区大通西18丁目１番地45　エステート大通201号
債務者　石原　要文
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１２５号
札幌市中央区南13条西11丁目１番７号　ダイユウハイツ105号
債務者　澤口　時子
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６２号
栃木県那須塩原市豊町８番37号
債務者　鈴木　俊明
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで　宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（フ）第６３号
栃木県那須塩原市豊町８番37号
債務者　鈴木　惠子
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで　宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（フ）第１０１０号
大阪府高石市高師浜１丁目１番９―502号
債務者　高木龍志こと　髙　　龍志
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０４３号
大阪府藤井寺市藤井寺３丁目10番39号
債務者　福塚　貴行
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０５２号
大阪府大阪狭山市池尻中１丁目29番34号―203号
債務者　塚園　憲義
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０７５号
堺市西区浜寺石津町東５丁８番24号、前住所堺市西区浜寺石津町中５丁10番28号　リバーサイド浜寺404号
債務者　石黒　ゆり（旧姓辻井）
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０７８号
大阪府高石市綾園１丁目10番１―607号、前住所大阪府高石市高師浜４丁目６番17―103号
債務者　上野　順也
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０８３号
堺市南区晴美台１丁29番14―202号
債務者　尾﨑　桂子
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０８８号
堺市北区北長尾町８―３―３、住民票上の住所堺市北区東浅香山町２丁73番地37
債務者　柏木　健志
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係